

青森県卓球連盟 表彰規程

(目的)

第1条 本連盟および加盟団体（支部）の役員等として功労顕著であると認められる方々に対する表彰を次のとおり定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰は本連盟ならびに上部団体およびスポーツ関係機関が行う表彰とする。

- (1) 青森県卓球連盟が行う表彰
- (2) 東北卓球連盟が行う表彰
- (3) 日本卓球協会が行う表彰
- (4) 青森県教育委員会が行う表彰
- (5) 青森県体育協会が行う表彰
- (6) その他

(表彰基準)

第3条 表彰者の選考は次の基準のいずれかを満たした者の中から行うものとする。

- (1) 本連盟の役員として功労顕著と認められる者。
- (2) 加盟団体（支部）の役員として功労顕著と認められる者。
- (3) 本県出身者で世界選手権大会等国際大会で入賞した者。本県出身者とは、本県に在住する者および本県にスポーツ活動の本拠を有する団体に所属する者および本県に密接な関係がある者（本県に本籍を有する者若しくは有したことがある者又は過去において本県に住所を有したことがある者）および県外の大学（大学院を含む）に在学する本県出身者とする。
- (4) 上記の外本県卓球界への貢献が顕著であると認められた者。

(推薦方法)

第4条 表彰を受けようとする場合は次の方法により推薦を受けるものとする。

- (1) 本連盟および加盟団体（支部）において表彰該当者がいる場合は、別紙「表彰候補者推薦書」により申請する。
- (2) 選考は理事会において行い決定する。
- (3) 第2条の2～6の表彰時期が手続き上間に合わない場合は、常任理事会に諮問し、書面決議をもって決定する場合もある。

(表彰内容)

第5条 表彰者に対する経費負担および表彰内容は次のとおりとする。

- (1) 本連盟受賞者に対してはその功労を讃えて表彰状または感謝状および記念品を贈る。記念品の額はその都度協議する。
- (2) 本連盟以外の団体等からの受賞についてはそれぞれの定めた表彰内容とする。

付則

本規程の改廃は会長が決定する。

本規程は平成26年2月22日から施行する。